

自宅療養者食料等支援の終了について(案)

新型コロナウイルス感染症の自宅療養の方へ、東京都の自宅療養者フォローアップセンターから食料等が届くまでの間、緊急支援として食料等支援を実施してきた。

新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に移行することに伴い、東京都の食料等支援が終了することから、本市の食料等支援について終了とする。

記

1 国の方針決定(経過)

令和5年1月27日「新型コロナウイルス感染症対策本部」開催

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」決定
- (2) 同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることとした。

2 東京都の方針決定

令和5年2月14日「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」開催

- (1) 5類移行に係る都の3つの柱が示された。
 - ① 5類移行までの間のみ実施する事業、②全国一律の方針に基づき実施する事業、③東京モデルとして当面継続すべき事業
- (2) 自宅療養の適切な実施に向けた支援(食料等支援)については、①5類移行までの間のみ実施する事業として位置づけられ、5類移行前日の5月7日をもって終了することが決定された。

3 本市の令和5年度当初予算編成時の考え方

- (1) 令和5年度当初予算編成時には、国の方針は決定していたものの、東京都の方針が明確ではなかった。
- (2) 5類移行後も市民の不安や混乱を招かないよう、必要な体制を継続しつつ、段階的に移行するものとし、食料等支援については5月末までの実施を想定していた。このことにより、4月1日から5月31日までの2か月分の予算計上を行った。

4 今後の考え方

- (1) 東京都の食料等支援が5月7日をもって終了することに伴い、東京都の食料等が届くまでの緊急支援であった本市の支援も終了とする。
- (2) 食料等支援の配送終了の時期については、5月7日陽性判明の方までの対応をもって、終了とする。